

平成31年4月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成31年4月19日（金） 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第一号 農地法第3条第1項及び同条第3項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

5. 出席農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 欠 席 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部 忠良 委員 吉田 善一 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長

志賀 睦

主 査（併任）

大和田 千歳

副主査（併任）

森田 洸平

7. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会4月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

8. 会長挨拶

みなさんこんにちは。皆様すでにご承知の通り今年4月1日に新元号が「令和」と公表がなされました。現在の「平成」の年号になった時、皆様にもそれぞれの思いが去来すると思われれます。平成もはや31年、スタート時点から平和な時代と思われましたが、私たちにとっては20数年の経過した時点で大災害、そして原発事故が重なりこのような事態になってしまいました。新時代「令和」こそ私たち、そして双葉町にとって良き時代の再来を切望しています。本日の会議は私たちにとっても平成最後の会議となるわけであります。思い出のあるそして中身のある会議として終了したいと思います。以上です。

10. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくお願ひします。

◆議長（泉田会長）

議事に入る前に、吉田委員、高田農地利用推進委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は、7名です。定足数に達しておりますので、これより平成31年4月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。

議事録署名人には3番 大橋 利一 委員、7番 澤上 榮 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料3ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第3条第1項及び同条第3項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項及び同法施行例第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。平成31年4月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。内容については、次のページをご覧ください。

番号1、譲渡人、浪江町大字権現堂字上柳町××××。譲受人、浪江町大字両竹字長沼××××。土地の表示、双葉町大字両竹字農師町地内 田 1,475 平方メートル。外6筆、5,376 平方メートル、大字中野字高田地内 田 1,081 平方メートル、計 6,457 平方メートル。いずれも、持分7分の1になります。

当事者経営地、田 6,457 平方メートル 譲受人労働力、3人、移転の理由、受贈し引き続き農業経営を主宰する。生前一括贈与での所有権移転申請となります。なお、本件につきましては、共有農地の持分放棄には農地法の許可不要とされていますが、共有者の中の

特定の者に所有権を移転する場合は許可が必要となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を調査委員である高木委員から報告願ひます。

○高木委員

この案件につきまして譲渡人××××のところに4月15日12時49分頃、電話で連絡しました。××××へ今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでした。譲渡理由については生前一括贈与により、譲受人××××へ譲渡したいとのことでした。××××は元々農業に従事しておらず浪江町へ帰還する予定がないとのことでした。

譲受人××××へ4月15日12時55分頃 電話で連絡しました。××××についても今回の申請内容について間違いありませんとのことでした。避難指示解除後には営農再開されるとのことでした。以上、報告いたします。

◆（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○澤上委員

相続の場合ですと年上の方が若い人に譲ることが普通だと思うのですが、逆となっています。関係等の説明をお願いします。

○志賀事務局長

現在は、××が7分の5を持分で持っております。残り7分の1ずつ××ともう一名が共有しております。今回、××の持分7分の1を××に贈与したいというお話がありました。放棄の部分に関しての許可は不要ですが、特定の方に持分を用いる場合は農地法3条の申請が必要となります。

○澤上委員

この方たちはどういった関係ですか。

○志賀事務局長

××××は長男の子、××××は次男の子となっております。

○澤上委員

××××の父と××××の父は元々共有地だったのですか。

○志賀事務局長

もともとは二人の祖父が所有する土地でした。

◆議長（泉田会長）

その他ございますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第 1 号の農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権移転の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 令和元年5月定例総会の開催及び日程について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- (3) 送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について
- (4) 復興・創生期間」後の体制等に対する要請（素案）について

引き続き、下記事項について事務局より報告

- (1) 常設審議委員会の結果報告について
- (2) 農業経営計画の認定について
- (3) 水道管布設替に伴う農地の一時使用の完了について
- (4) その他
なし

閉会時刻 14時16分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長..... 泉田 健一 ⑩

議事録署名人..... 澤上 榮 ⑩

議事録署名人..... 大橋 利一 ⑩